

# 令和6年度 青森市 中小企業者向け融資制度

## ●青森市特別保証融資制度

### ① 地場産業振興資金

【設備投資枠】市内で事業に必要な設備投資をするかた

お申し込みは  
取扱金融機関へ

青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行 七十七銀行 秋田銀行 北日本銀行  
青い森信用金庫 青森県信用組合 商工組合中央金庫 東日本信用漁業協同組合連合会  
(順不同)

## ●商工組合中央金庫融資制度

### ② 協同組合等振興資金

市内の中小企業者等で組織する組合 又は 組合員のかた

お申し込みは 商工組合中央金庫 へ

## ●青森県・青森市連携融資制度

### ③ 「青森新時代」への架け橋資金

- 1 【創業する事業】市内で中小企業者として創業するまたは創業後5年未満のかた
- 2 【事業承継枠】事業承継のための資金を必要としているかた

### ④ 経営安定化サポート資金

- 1 【経営安定枠】売上高の減少などにより経営の安定に支障が生じているかた
- 2 【災害枠】売上高の減少などにより経営の安定に支障が生じているかた  
※県制度の②陸奥湾ホタテガイ高水温被害によるものに限る。

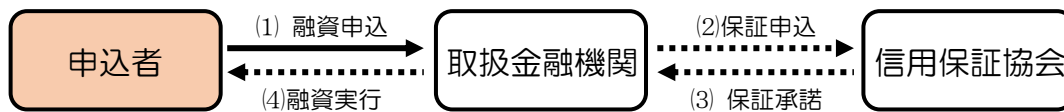
### ⑤ 事業活動応援資金

【事業活動枠】運転資金など一般的な事業資金が必要なかた

お申し込みは  
取扱金融機関へ

青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行 七十七銀行 秋田銀行 北日本銀行  
青い森信用金庫 青森県信用組合 商工組合中央金庫 東日本信用漁業協同組合連合会  
東北銀行 みずほ銀行 東奥信用金庫 あすか信用組合 (順不同)

## ◆ご利用手続の流れ



※ 融資にあたっては、取扱金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

※ 協同組合等振興資金は、(2)、(3)は不要です。

## ◆お問い合わせ先

青森市経済部 経済政策課 (TEL:017-734-2402)  
〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号 駅前庁舎3F

詳細については、裏面または市HPをご覧ください。

青森市 中小企業者向け融資制度



# 令和6年度 融資制度一覧

各制度を利用するかたは、次の条件を満たし、かつ、各制度の対象者条件に該当することが必要です。

- ・個人：市内に住所を有するかた
- ・法人：市内に法人登記をした事業者（NPO 法人含む）
- ・市税に未納の額がないかた

※予算の範囲内で実施するため、申請状況によっては年度途中で取扱いができなくなることがあります。

## ○青森市特別保証融資制度（青森県信用保証協会保証つき融資）

制度名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率（年）	信用保証料
① 地場産業 振興資金	【設備投資枠】 1年以上同一の事業を営んでおり、事業に必要な設備資金「土地建物の取得・建築（改修・工事含む）費、機械設備、備品、車両等の取得・更新費等」の調達を図るかた ※ 市内で設備投資するものが対象	設備	2,000万円	15年以内 (据置3年以内)	1.8%以内	市が 半額補給

## ○商工組合中央金庫融資制度

制度名	融資対象者	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率（年）
② 協同組合等 振興資金	市内の中小企業者等で組織する組合又は組合員のかた	運転・ 設備	〔組合〕1億円 〔組合員〕5,000万円	運転10年以内 設備12年以内 <small>(据置 商工組合中央金庫が認めた期間)</small>	商工組合中央金庫の 所定利率から0.3% 引き下げた利率

## ○青森県・青森市連携融資制度（市が信用保証料補給を行う青森県特別保証融資制度）

制度名	保証料補給対象範囲				融資利率（年）	信用保証料 ※1
	保証料補給対象者	資金用途	融資限度額	融資期間		
③ 「青森新時代」への 架け橋資金 ※2	市内で創業する（した）かたで、【中小企業者として創業する（創業後5年未満含む）事業】により融資を受けたかた ※ 市内で営業する店舗等が対象	運転・ 設備	1,000万円	10年以内 (据置2年以内) ※3	1.1%※4	県・市が 全額補給 〔県3割 市7割〕
	【事業承継枠】により融資を受けたかた	運転・ 設備	2,000万円	10年以内 (据置2年以内)	金融機関の所定利率から 0.8%引下げた利率 (下限1.6%)	市が 全額補給 ※5
④ 経営安定化 サポート資金	【経営安定枠】により融資を受けたかた	運転	2,000万円	10年以内 (据置2年以内)	金融機関の所定利率から 0.8%引下げた利率※6 (下限1.6%)	市が 全額補給
	【災害枠】のうち、陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障が生じていることにより、融資を受けたかた	運転・ 設備	2,000万円	10年以内 (据置2年以内)	融資期間3年以内：0.9% 融資期間3年超：1.1%	
⑤ 事業活動 応援資金	【事業活動枠】により融資を受けたかた	運転・ 設備	2,000万円	10年以内 (据置2年以内)	金融機関の所定利率から 0.3%引下げた利率※6 (上限2.0%)	市が 3割補給

※1 保証人を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分については、補給対象外となります。

※2 太陽光発電設備の導入に係る事業は対象外です。

※3 スタートアップ創出枠の場合は、据置1年以内です。

※4 あおもりスタートアップセンター（通称「あおスタ」）を利用した創業の場合は1.0%、女性・UIJターンによる創業の場合は0.9%など優遇利率があります。

※5 事業承継特別保証を利用し、かつ、経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合および、経営承継借換関連保証を利用した場合は、「県・市が全額補給〔県3割、市7割〕」となります。

※6 金融機関に対し経営状況を定期報告することを条件に、融資利率がさらに年0.5%軽減される「経営力向上割引」を利用いただけます。